

## 構造改革特別区域計画

### 1. 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

岐阜県加茂郡白川町

### 2. 構造改革特別区域の名称

未来を担う子どもたちがすくすく育つ美濃白川給食特区

### 3. 構造改革特別区域の範囲

岐阜県加茂郡白川町の全域

### 4. 構造改革特別区域の特性

白川町は、岐阜県の美濃地方、中濃地区に属し、北は飛騨地方、東は東濃地方に隣接し、東濃と中濃、飛騨に囲まれた地域である。地勢的には山間部であるが、町の南側に位置する七宗町、川辺町は濃尾平野の北端となっており、平野から山間部が始まる最初の部分に位置する町といえる。

白川町は名前のおり美しい川に恵まれており、木曾川水系飛騨川に注ぐ、佐見川、白川、黒川、赤川が扇状に東側に伸び、それらの流域に集落がある。町域は東西約2.4km、南北約2.1kmで、237.89km<sup>2</sup>と広大な面積を有しているが、その8.7%が山林であり、河川等を差し引いた可住地面積は全体の5%である。

農地は814ha、農業戸数は1374戸（専業農家97戸）と一戸あたりの経営規模は大きくない。その中で「白川茶」は町の重要な特産物で、白川町の風土は川から発生する川霧が適度な湿度でお茶の葉を包み、おいしいお茶づくりの条件に適している。

本町の人口は、平成20年4月1日現在、男性5,023人、女性5,501人、合計10,524人、世帯数3,332戸で、出生率の低下、若者の都市への流出により高齢化現象が進み、高齢化率は35.1%と全国平均をはるかに上回る状況である。

本町では、子育て支援の充実を図るべく、平成11年度から保育所を含む子育て支援関係を教育委員会の担務に位置付け、さまざまな事業を展開している。しかし、近年の出生率の低下による急速な少子化のため、保育所や小中学校における児童・生徒の減少等の課題が生じている。

次世代育成支援対策推進法においては、親が子育てについての第一義的な責任を有することを基本理念として明らかにした上で、その責任が全うできるように子育てしやすい環境づくりをすすめることとしている。そこで、町ではこれまで取り組んできた保健や福祉、教育等各機関の連携を元に「白川町教育ときめきプラン」を定めた。

「白川町教育ときめきプラン」では、めざす子ども像の実現に向け、保育所、学校、家庭、地域という場や、保健事業・子育て支援活動などの機会を通して「0歳から15歳までの一貫教育」を掲げている。

町内の教育施設は中学校3校、小学校5校、町立保育所5園、私立保育所1園があるが、いずれも生徒・児童・園児数は減少傾向にあり、複式学級も存在している。

保育所では、保育サービスの充実として延長保育、低年齢児保育、障害児保育、一時保育などの事業に取り組むとともに、子育て支援センターを全保育所に設置し子育て支援を推進している。

また、町の教育重点に食教育を掲げ、平成12年に食育について定期的に協議する「白川町食に関する教育推進協議会」に、地域、町内農業生産婦人グループ、食生活改善推進部、PTA、小中学校、栄養職員、保健師、保育所関係者等が参加し、食育を町全体で進め、子ども達の健康づくりに大きな役割を果たしている。

## 5. 構造改革特別区域計画の意義

今回、本特例措置に基づく給食の外部搬入を実施する各公立保育所は、搬入元となる公立小学校の比較的近隣に位置し、効率的に搬入が可能であると考えられる。これにより、保育所における調理員の合理的配置、食材の一元購入、調理業務の効率化等が実現され、保育所運営費の節減を図るとともに、節減された経費を財源とすることにより、多様化する保育ニーズに対応したサービスを実施し、子育て支援の充実が図られるなど、財政改革の推進も期待できる。外部搬入方式の実施により、保・小・中と一貫した給食の提供が可能となり、一つの施設で栄養士が献立を作成することにより、発達段階に応じてバランスのとれた給食を提供することが可能であると考えられる。また、給食センターにおいて、地場産の食材（野菜、茶、豆、みそ、ハム、しいたけ等）をできるだけ使用することとする。また、おせち、鏡開き、節分、ひな祭り、端午の節句、七夕、お月見、冬至、クリスマス、年越し等に行事食を提供したり、郷土食であるほう葉寿司、白川茶飯、白川茶天ぷら、焼きあゆ、五平もち等を積極的に取り入れることができる。このほか、昔懐かしい料理や、外国の料理（姉妹都市イタリアのピストイア市）、岐阜県の特産物を利用した料理等、豊かな食材とバラエティに富んだ料理や、バイキング給食や希望メニュー等楽しみを重視した給食を提供することも可能となる。このような給食を通して、地産地消はもとより、幼児期から地元産の食材になれ親しむ環境づくりが可能となる。

## 6. 構造改革特別区域計画の目標

保育所の給食を外部搬入方式とすることにより、幼児期から小中学校までの一貫した「食育」を推進する。これにより、食に関する関心を高め、幼児期から望ましい食習慣を身につけることや、家庭教育学級などで保護者に対して子育てをしていくうえでの食の重要性を啓発し、生涯にわたり健康的な生活を送ることができることを目指す。

食材の納入については、地元生産者と連携して安全・安心・良質な食材の安定的納品を目指すとともに、地場産の食材の積極的な活用を進め、地産地消を推進することで、地域農業の活性化を図る。

食品の一元購入、一括調理により、保育所運営費にかかる経費節減を図り、その節減された財源を多様化する保育サービスの拡充にあてることにより、子育て支援

の充実を図る。

体調不良児及びアレルギーを持つ子どもへの対応として、保護者・保育所・給食センターが連携をとり、個々に合わせた食材の調理・調整をし、安全な給食を提供する。

## 7. 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

新鮮で安全な地元農産物を取り入れた給食を提供し、幼児期からの一貫した食育を推進することにより、子どもたちはもとより保護者に対しても食の重要さ、地元農産物や農業への関心を高め、食育の大切さを教え、心豊かな人間形成を図ることが可能となる。

また、町給食センターにおいて、保・小・中の給食を集中調理することにより、食材の一元購入や調理設備等の集約化が可能となり、保育所での調理業務の経費を節減することができる。こうして図られた保育所運営経費の節減分を活用することにより、厳しい町財政の中で、本町における保育サービスの充実と児童福祉の向上が図られる。

## 8. 特定事業の名称

920 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業

## 9. 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

### ◎子育て支援事業

給食の外部搬入を実施することにより、節減された財源を、子育て支援事業に充当し、延長保育、低年齢児保育、一時保育など保育サービスの充実を図る。

### ◎給食による保育所・小学校・中学校一貫食育の推進

外部搬入方式の実施により、保育所・小学校・中学校の一貫した食育を実施し、望ましい食習慣の定着や、心身の健全な育成を図る等、子どもたちの健やかな成長を育むことを推進する。

### ◎地産地消事業

地元生産者と連携した安全・安心・良質な食材の生産及び安定的納品を目指しながら、地場産食材の積極的な活用を図り、地域農業の活性化を推進する。

## 別紙

### 1. 特定事業の名称

920 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業

### 2. 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

白川町内の公立保育所

白川保育園 白川北保育園 蘇原保育園 黒川保育園 佐見保育園

### 3. 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定日

### 4. 特定事業の内容

公立保育所の1歳児～5歳児までの給食を、給食センターにおいて調理を行い、各保育所に搬入することにより保育所の効率的運営を図り、節減された経費を保育サービスの充実に充て、子育て支援事業の推進を図る。

また、地元産の食材を使用し、保育所児童の嗜好に配慮した献立を供与することにより、正しい食習慣が身につくよう食育を推進するとともに、地産地消への取組みを図る。

### 5. 当該規制の特例措置の内容

公立保育所の給食の外部搬入を実施するにあたっては、社会福祉施設において外部搬入を行う場合の衛生基準「保護施設等における調理業務の委託について（昭和62年3月9日社施第38号）」において準拠されている「病院、診療所等の業務委託について（平成5年2月15日指第14号）」の第4の2に規定する院外調理における衛生管理を遵守する。また、「保育所における調理業務の委託について（平成10年2月18日児発第86号）」及び「構造改革特別区域における『公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業』について（平成20年4月1日付け雇児発第0401002号）」における留意事項を遵守し、以下のような措置を講ずることとする。

- ① 各保育所には、専用の調理室があり、加熱設備としてオープンレンジ、ガステーブル、保存用として冷凍冷蔵庫、配膳用に配膳台が完備され、食器保管庫とともに各種調理器具も揃っているため、再加熱や冷蔵、冷凍が可能である。

食物アレルギー児については、入園時に実施する聞き取り調査を踏まえ、保護者、園医、保育士、栄養士との協議により除去食を決定し、学校給食センターで除去調理したものを別容器で搬送し、調理員、保育士が食事の内容物を確認し、食事の提供を行う。

体調不良児への対応としては、当日保護者との連絡により体調確認を行い、除去、代替食等が必要な場合は保育所調理室において調理することとし、児童の体調に合わせた給食を提供する。

- ② 食事の内容は、原則学校給食と同じとするが、児童の年齢や発達段階に応じた味付

け・固さ・大きさ・量を工夫する。特に3歳未満児についてはさらに刻み方を食べやすく飲み込みやすくなる工夫をし、発育状況に配慮した給食を提供する。

なお、外部搬入の給食は1歳児から開始する。

- ③ 衛生管理については、毎年度行われる保健所の衛生指導監査に従った施設改善を行うとともに、運搬容器、車両の衛生管理についても「学校給食衛生管理の基準」に従い衛生管理に努める。

調理室はドライ方式による調理を行っており、汚染区域と非汚染区域を完全分離し、2次感染防止対策を講じるなど衛生管理に努めるとともに、食品の温度管理や調理員の研修、健康管理にも十分配慮し業務にあたる。

- ④ 献立の作成については、栄養士と常時献立に関しての打ち合わせや調整を行い、必要な栄養量を確保し、行事食等を取り入れていく。

- ⑤ 保育所給食が学校給食と同じ食材を同一業者から購入することで、経費の節減を図るとともに調理方法にも工夫を凝らし、同一食材、同一献立として食事の提供を行う。

また、搬送については、学校給食センターの配送車により各保育所とも調理後1時間以内で配送することが可能である。

保育所に搬送される給食は、保温性の高い2重保温食缶により、温かいものは温かく、冷たいものは冷たく搬送し、配膳する。

今回の特区申請により、食育の充実を図り、幼児期からの心身の健やかな成長を育むとともに、旬の地元特産物の提供に努め、ふるさとの味への関心を高め、就学前教育の充実を図る。

なお、本特例措置の実施にあたり、搬入元と搬入先との間で委託契約の締結が求められているが、本町の場合は町立の学校給食センターから町立保育所への搬入であり、委託契約の締結は馴染まないため、給食センター長と各保育園長との間で覚書を締結することとする。

⑥ 保育所における給食施設一覧

項目	白川保育園	白川北保育園	蘇原保育園	黒川保育園	佐見保育園
給食施設の面積	25.74 m <sup>2</sup>	13.66 m <sup>2</sup>	23.50 m <sup>2</sup>	23.49 m <sup>2</sup>	21.53 m <sup>2</sup>
ガスコンロ	1台	1台	1台	1台	1台
流し台	1台	1台	1台	1台	1台
オープンレンジ	1台	1台	1台	1台	1台
給湯器	1台	1台	1台	1台	1台
冷蔵庫	1台	1台	1台	2台	2台
冷凍庫	1台	1台	1台	1台	1台
食器消毒保管庫	1台	1台	1台	1台	1台
配膳台	1台	1台	1台	1台	1台
ワゴン	4台	2台	2台	2台	2台
食器戸棚	1台	1台	1台	2台	2台

⑦保育所別入所児童数（H20.4月現在）

人

	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
白川保育園	0	0	14	8	8	30
白川北保育園	0	1	4	20	10	35
蘇原保育園	0	0	5	7	10	22
黒川保育園	0	0	11	23	12	46
佐見保育園	0	1	9	4	11	25
合計	0	2	43	62	51	158

⑧給食センター配送スケジュール（別紙）